

平成19年8月1日

中央環境審議会 地球環境部会
鈴木 部会長殿
産業構造審議会環境部会 地球環境小委員会
茅 委員長殿

(社)日本経済団体連合会
環境安全委員会委員
関澤秀哲

第20回 中環審産構審合同会合「中間報告(素案)」への意見書

標記第20回会合において配布されました「中間報告(素案)」に対し、下記意見を提出させていただきますので、よろしく御査収頂きますようお願い申し上げます。

P5 「Ⅱ-1. 現在の温室効果ガスの排出量の状況」について

○各部門毎の排出、ならびに計画の進捗状況が分かるように、現行の京都議定書目標達成計画と同様、「温室効果ガスの各部門毎の目標」ならびに「目標と2005年度実績との差」についても記載するべきである。

P8 「1. 目標達成計画の見直しに当たっての視点」について

○自主行動計画に関し、P9に「今後の対策内容とその効果を可能な限り定量的・具体的に示す等、目標の確実な達成に向けた取組が求められる」と記載されている。一方、P8の第2パラグラフに記載されているように、「特に排出量の伸びが著しい業務部門・家庭部門の対策について、抜本的に強化することが必要である」ということであれば、業務部門・家庭部門の対策についてこそ、「今後の対策内容とその効果を可能な限り定量的・具体的に示す等、目標の確実な達成に向けた取組が求められる」ということを明記すべきである。

P11「国民運動」について

- 無駄の排除に向け、政府の率先垂範により、(学校、病院などを含めて)石油危機時の国民運動的な取り組みを参考に、痛みとメリットを勘案した上で、具体的な削減施策について検討するべきである。
- また、国民への単なる呼びかけではなく、学校等における環境教育(環境家計簿を活用した授業等)を徹底すること等についても、検討して頂きたい。

P15「京都メカニズムに関する対策・施策」について

○「今後、国内対策の効果を十分に精査した上で、必要なクレジットを取得する」とあるが、その際、必要なクレジット数量規模と取得コストについて国民に明示した上で、実施の是非について判断することについて、追記願いたい。

P15「最終報告に向けて検討すべき事項」について

○国内排出量取引制度(キャップ&トレード方式)については、日本のエネルギー効率を反映していない国別 CAP の下では、各産業・企業に対する、CAP も不公平となることから、(排出権を途上国から購入するか、途上国へ生産シフトすることとなり)国際競争の条件を歪める恐れが強く、また、炭素リーケージを惹起する懸念がある上、長期的視点に立った設備投資や技術革新を阻害し、成長戦略の障害となる恐れがある。

○環境税については、消費抑制効果が明らかでないこと、わが国産業の国際競争力や国民生活への影響が懸念されること、更には企業の海外移転を通じて地球規模での問題解決に逆行する可能性があるなど問題が多く、国民、事業者からも受け入れられていない。

○このように、国内排出量取引制度や環境税については、課題も多いことから、その導入には強く反対である。

○また、国内排出量取引について、「中期的な我が国の温暖化に係る戦略を実現するという観点も含め検討していく」とあるが、上述したように、国内排出量取引制度には問題が多く、短期・中期に拘らず、その導入については反対である。

最後に、現在、中越沖地震に起因する東京電力柏崎刈羽原子力発電所の休止、猛暑の予報等もあり、電力の需給が非常にタイトになることが想定されております。今回の「中間報告」の最終案を公開するタイミングを捉えまして、国民に対して省エネの徹底を呼びかけるとともに、検討段階にある省エネ対策のうち、実行可能なものについては前倒して実行して頂きますよう、この場をお借りして、経産省・環境省の両省にお願い申し上げます。

以上

第20回産構審・中環審 合同会合に関する意見書

2007年8月1日

産構審・中環審合同会合 事務局 御中

社団法人日本鉄鋼連盟
会長 馬田 一

2007年7月25日に開催された「京都議定書目標達成計画の評価・見直しに関する中間報告」(以下「中間報告書」)について、下記の通り書面にて意見を提出申し上げます。

記

1. 鉄連自主行動計画の遵守

鉄鋼メーカー各社は、国内外における鋼材需要の高まりに対応して、粗鋼を増産している。同時に、粗鋼生産トン当たりのエネルギー消費(CO₂ 排出)原単位低減に関する取組を強化し、着実に成果をあげている。しかしながら、粗鋼の大幅な増産に伴いエネルギー消費量(CO₂ 排出量)は増加しており、自主行動計画達成のハードルは高くなっている。厳しい状況にあるものの、省エネルギー等の効率改善活動をより一層推進し、エネルギー消費量(CO₂ 排出量)削減に全力を注ぐとともに、補完的措置として、CDMを主体とした京都メカニズムも活用し、自主行動計画の遵守に最大限努力する所存である。

2. 「中間報告書」について

- 1) 「中間報告」P12(産業・業務部門の対策)の「工場・事業所ごとの取組に対するベンチマーク等の指標を活用した客観的評価の推進を検討すべきである」については、鉄鋼連盟では、上述のようにエネルギー消費量削減を目標とした自主行動計画を実施中であり、合同会議ならびに第三者評価委員会などですでに客観的評価を受け、生産工程における取組み強化を実施していることから、「工場・事業所ごとのベンチマーク指標による客観的評価」は、不要である。

2) 業務・家庭部門に対する対策・施策の評価

- ① 「中間報告」に記載のある「業務・家庭部門の対策について、抜本的に強化することが必要(P8)」、あるいは「省 CO2 効果が目に見える形で消費者に把握出来るようにする(見える化)(P12)」などの主旨については、賛成であり、十分評価する。
- ② しかしながら、これらを事業者・国民に対して推進させるためには、実効性のある制度作りやインセンティブの付与といった十分な対策が必要であり、その具体化を要請したい。

3) 自主行動計画と CAP&TRADE 制の関係

審議会の一委員から「自主行動計画も CAP の一種であり、類似性はある」とのご意見があったが、自主行動計画の趣旨および実態に対する理解に齟齬があると思われるので、次のとおり見解を述べる。

- ① 自主行動計画は、業種ごとに各主体が、創意工夫により優れた対策を選択し、目標達成に取り組む自主的手法であり、産業部門においては着実に実績を挙げている。
- ② CAP&TRADE 制の CAP は、政府が各事業体へ強制的に CO2 排出枠を割り振る経済統制的手法である。
- ③ 従って、CO2 排出量を抑制するという目的においては両者は共通性があるが、その手法は全く異なるものである。

以上